

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026 年 3 月 9 日
【発行者の名称】	IZUMI グループ株式会社 (IZUMI group Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小池 康仁
【本店の所在の場所】	東京都新宿区下宮比町 2 番 1 号
【電話番号】	03-6265-0459
【事務連絡者氏名】	グループ管理本部長 河野 潔
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を 2026 年 3 月 31 日に TOKYO PRO Market へ 上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向 け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関す る有価証券上場規程の特例第 110 条第 3 項の規定により、発行者 情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	IZUMI グループ株式会社 https://izumi-gr.com 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第 7 期	第 8 期	第 9 期
決算年月	2023 年 6 月	2024 年 6 月	2025 年 6 月
売上高 (千円)	3, 091, 698	3, 530, 518	3, 946, 048
経常利益 (千円)	775, 782	720, 167	803, 831
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	147, 499	234, 193	484, 413
包括利益 (千円)	407, 152	505, 228	484, 419
純資産額 (千円)	1, 560, 762	1, 763, 973	2, 248, 392
総資産額 (千円)	2, 629, 000	3, 050, 722	3, 670, 509
1 株当たり純資産額 (円)	21, 677. 25	349. 04	444. 89
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益 (円)	2, 048. 60	532. 85	95. 85
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	59. 4	57. 8	61. 3
自己資本利益率 (%)	9. 9	14. 1	24. 1
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	537, 324	771, 218
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△217, 596	△330, 907
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△184, 754	△36, 945
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	944, 552	1, 347, 917
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	232 〔39〕	271 〔44〕	287 〔51〕

- (注) 1. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 当社は 2024 年 6 月 4 日付で当社を株式交換完全親会社とし、株式会社イズミコンサルティングを株式交換完全子会社とする株式交換に伴う新株発行により、発行済株式総数が 1,245,450 株増加しております。第 7 期の 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益は当該発行済株式総数増加前のものであります。
4. 当社は 2025 年 11 月 14 日の取締役会決議により、2025 年 12 月 16 日付で普通株式 1 株につき 4 株とする株式分割を行っております。第 7 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 第 7 期については連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目は、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づき、第 9 期の連結財務諸表についてふじみ監査法人による監査を受けておりますが、第 7 期及び第 8 期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社の母体である株式会社イズミシステム設計（現・株式会社イズミコンサルティング）の前身は、1973 年 9 月に創業者である小池進が、群馬県前橋市に建築設備設計事務所として創業し、1982 年 9 月に株式会社化したしました。創業期には設備設計やシステム開発を中心に事業を開始しましたが、社会の省エネルギーや環境性能要求の高まりに応じて、省エネルギー計算事業、環境認証コンサルティング事業、さらには防災コンサルティング事業など建築設計に係わる様々な事業を立ち上げてまいりました。その間、国内の事業拠点を順次拡大し、2024 年には海外（中国・ベトナム）にも拠点を広げ、現在はグループとして東京、高崎、大阪ほか国内 7 拠点、海外 2 拠点にて事業を展開しております。

なお、当社は、株式会社セイルズ（2016 年 9 月設立）を前身としており、グループ経営管理を事業目的として 2021 年 11 月に商号を「IZUMI グループ株式会社」に変更いたしました。その後、2024 年 6 月に株式移転により株式会社イズミコンサルティングを連結子会社化しました。

当社の沿革は次の通りであります。

年 月	沿 革
2016 年 9 月	株式会社セイルズ設立
2021 年 11 月	グループ経営管理を目的として商号を「IZUMI グループ株式会社」に変更
2021 年 12 月	株式会社イズミシステム設計より株式会社 CONIT の株式を譲受
2022 年 1 月	株式会社鰐設計の全株式を取得しグループ会社化
2024 年 6 月	株式交換により株式会社イズミコンサルティングを完全子会社化
2025 年 2 月	株式会社 CONIT を事業譲渡のうえ清算

また、当社連結子会社である株式会社イズミコンサルティングの沿革は次の通りであります。

年 月	沿 革
1973 年 9 月	有限会社イズミ建築設備設計事務所を小池進が群馬県前橋市で創業。建築設備設計事務所としてスタート
1982 年 9 月	株式会社へ改組し、株式会社イズミシステム設計に変更、システム事業部を創設・建築設備設計関連ソフトの販売を開始
1986 年 1 月	PAL/CEC 計算（※1）（省エネ計算）ソフトウェアの発売開始
1989 年 3 月	PAL/CEC 計算による省エネ措置届出の支援業務及び建築設備技術計算受託を開始
1990 年 10 月	前橋市石倉町で新社屋（自社ビル）を建設、本店移転
2001 年 4 月	住宅性能評価に関する申請支援業務を開始
2004 年 3 月	設備設計部を休部
2006 年 4 月	共同住宅に関する省エネルギー措置届出作成支援業務を開始
2007 年 5 月	業務拡張のため、本社を高崎市小八木町に移転
2007 年 6 月	環境計画書等（自治体版 CASBEE）の届出支援業務の開始
2007 年 10 月	東京都文京区に株式会社イズミシステム設計・東京を子会社として設立
2007 年 11 月	CASBEE®認証（※2）コンサルティング業務の開始
2011 年 4 月	代表取締役の小池 康仁が就任
2011 年 7 月	防災コンサルティング業務（避難安全検証・防災計画書）開始
2013 年 4 月	新省エネルギー基準対応ソフト A-repo を発売開始
2013 年 7 月	イズミシステム設計にイズミシステム設計・東京を吸収合併
2013 年 7 月	本店を東京都文京区に移転
2014 年 7 月	LEED 認証（※3）コンサルティング業務の開始
2015 年 1 月	大阪市中央区に株式会社イズミシステム設計 大阪オフィスを開設
2015 年 7 月	プライバシーマーク取得（認定番号：第 17002350(01)号）
2017 年 4 月	ISO 9001 取得（登録番号：QA 170057）
2017 年 11 月	本店を東京都新宿区に移転

年 月	沿 革
2018 年 4 月	ZEB プランナー（※4）登録
2019 年 7 月	工事管理ソフト開発販売の株式会社 CONIT を子会社化
2020 年 4 月	仙台営業所（仙台市青葉区）、名古屋営業所（名古屋市栄区）、福岡営業所（福岡市博多区）開設
2021 年 12 月	IZUMI グループ株式会社に株式会社 CONIT の株式を譲渡
2022 年 2 月	仙台営業所移転（仙台市青葉区）、名古屋営業所移転（名古屋市中区）
2022 年 7 月	名古屋オフィスに改組
2022 年 9 月	さいたまオフィス（さいたま市大宮区）を開設
2023 年 6 月	高崎問屋町オフィス（群馬県高崎市）を開設
2024 年 1 月	株式会社イズミコンサルティングへ社名変更
2024 年 4 月	福岡営業所を移転（福岡市博多区）し、福岡オフィスに改組
2024 年 5 月	ベトナムに子会社（IZUMI CONSULTING VIETNAM CO., LTD.）を設立
2024 年 6 月	株式交換により IZUMI グループ株式会社（当社）が株式会社イズミコンサルティングを完全子会社化
2024 年 6 月	中国の泉伙伴（瀋陽）信息技術有限公司を子会社化

※1 PAL/CEC 計算：PAL（年間熱負荷係数）、CEC（エネルギー消費係数）は建築物の省エネルギー性能を評価するための指標であり、当社は、省エネルギー計算書作成ソフトを提供しております。

※2 CASBEE®認証：建築物の環境性能を評価する CASBEE（建築環境総合性能評価システム）の結果にて環境性能を第三者機関が審査・認証する制度です。当社は、CASBEE 認証取得のコンサルティング業務を行っております。

※3 LEED 認証：米国グリーンビルディング協会（USGBC）が開発・運営する環境に配慮した建物の性能を評価する国際的な認証制度です。当社は、LEED 認証取得のコンサルティング業務を行っております。

※4 ZEB プランナー：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の実現を支援する専門家を指します。ZEB とは、省エネと創エネによって建物で消費する年間の一次エネルギー消費量を正味ゼロにすることを目指した建物を指します。一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が認定しており、ZEB に関する相談窓口を設け、設計のコンサルティングを行っております。

3 【事業の内容】

当社及び連結子会社2社（株式会社イズミコンサルティング、株式会社鰐設計）および当社グループ業務のオフショアリング先である中国およびベトナムの非連結子会社2社（泉伙伴（瀋陽）信息技术有限公司、IZUMI CONSULTING VIETNAM CO., LTD.）により構成される当社グループは、「建築の環境・防災・BIM（※5）の分野において高い技術力と提案力を持ち、融合した独創性で顧客と共に歩み続ける」ことをブランド・コンセプトとして、ITサポート・コンサルティングチームが独自開発したソフトウェアを用いて各業務を総合的に支援し、顧客（設計者様）のパートナーとして建物の付加価値向上に努めております。

当社グループは単一セグメントのため、セグメント別の記載はしておりませんが、主たるサービスを分類すると、建築環境・建築防災・BIMソリューションという3本の柱に子会社にて展開する設備設計業務を加えた4分野での事業展開を行っております。

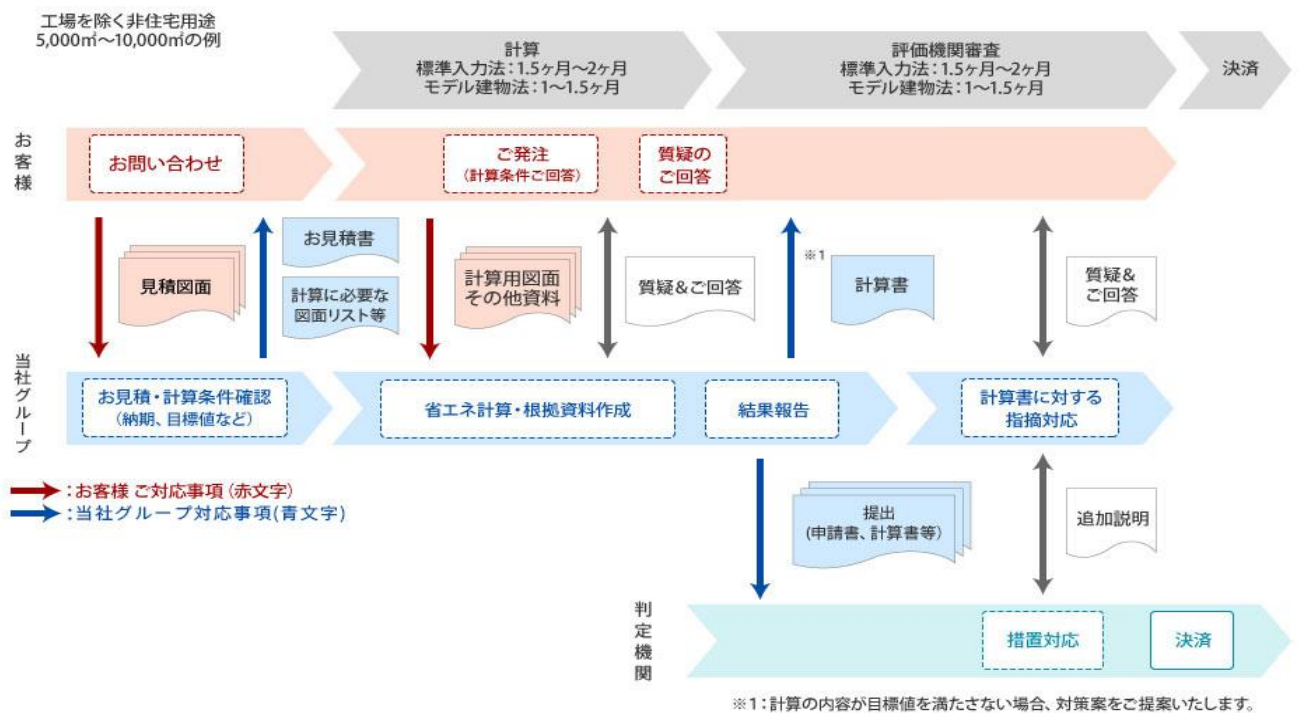
（1）建築環境コンサルティング

新築・既存改修など計画建物の省エネルギー性能について、「建築物省エネ法」の基準に則り、計算及び適切な省エネルギー性能が得られるような設備の導入等のコンサルティングや審査機関等との協議を含め包括的にサポートしております。当業務では、ZEB、ZEH-M（※6）、低炭素認定申請・取得コンサルティング、設計住宅性能評価取得のための評価機関対応のほか、CASBEE 認証、LEED 認証等建築環境諸制度の認証取得支援や外皮計画および空調機仕様の検討等をサポートする環境解析コンサルティングを行っております。

（2）建築防災コンサルティング

当業務では、建物の火災時の避難安全性を自社開発ソフトでの計算により確認し必要な対策を提案する避難安全検証コンサルティング、ならびに地域の条例で定められた防災計画評定における防災計画コンサルティング、防災計画書の作成および行政・評定機関との協議をサポートする防災計画書コンサルティング等の業務を行っております。

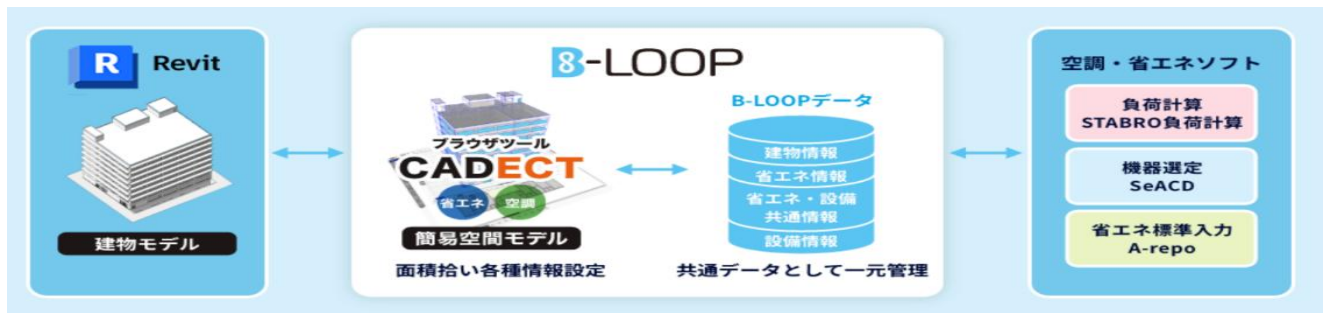
【建築環境・建築防災コンサルティング業務フロー】



（3）BIM ソリューションコンサルティング

当業務では、建築・設備設計、省エネ計算等の専門性が高い業務を支援する自社開発したパッケージソフトの販売、BIM 対応において設備関連の開発パートナーである Autodesk 社の Revit の連携ソフトの提供や自社開発の BIM クラウドサービス（商品名「B-LOOP」）の提供を行っております。

そのほか、空調設備分野のソフトウェアのカスタマイズ開発や空調機器選定システム等の受託開発、ならびに設備 BIM を中心に BIM 導入トレーニング支援や BIM システム運用のコンサルティングを提供しております。



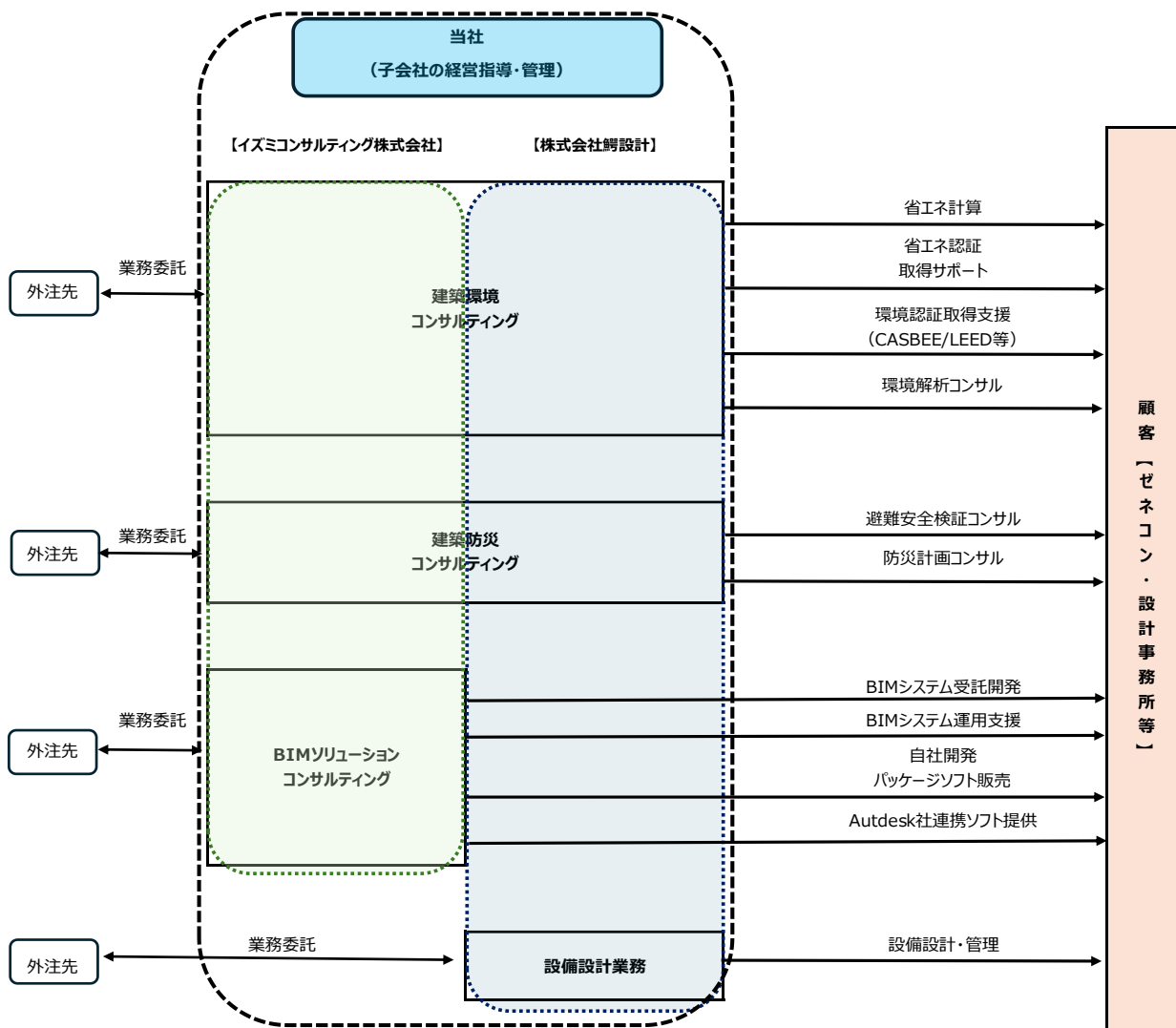
(4) 設備設計業務

連結子会社の株式会社鰐設計においては、建築設備設計・監理業務ならびに建築設備 CAD ソフト Rebro による 3D-CAD 対応、BIM 設計業務を行っております。

※5 BIM: Building Information Modeling の略で、建築物の設計、建設、維持管理を効率化するための情報モデリング手法です。3D モデルをベースに、コストや材料などの属性情報を一元的に管理することで、設計から施工、維持管理まで建築プロジェクト全体を可視化し関係者間で情報を共有することを実現するものです。

※6 ZEH-M: ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス・マンションの略称。省エネと創エネによって年間の一次エネルギー消費量を実質ゼロ（またはゼロに近づける）にすることを目指した集合住宅を指します。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社イズミコンサル ティング (注) 2、3	東京都新宿 区	100,000	建築環境関連業務、 建築防災関連業務、 BIM 関連業務	100.0	経営指導 役員の兼任3名
(連結子会社) 株式会社鰐設計 (注) 2、4	宮城県仙台 市青葉区	29,000	建築設備 設計・監 理 省エネルギー計算支 援業務	100.0	経営指導 役員の兼任1名
(その他の関係会社) ひと・コミュニケーショ ンズ株式会社	群馬県前橋 市	80,000	ホテルや飲食店の経 営	被所有 32.34	—

(注) 1. 当社グループは IT 技術を駆使した建築環境・防災等コンサルティング事業の単一セグメントであるため、「主要な事業の内容」欄には関係会社が行う主要な事業を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 株式会社イズミコンサルティングについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が 10%を超えております。

主要な損益情報等

(1)	売上高	3,506,563	千円
(2)	経常利益	620,764	千円
(3)	当期純利益	428,479	千円
(4)	純資産額	2,436,611	千円
(5)	総資産額	3,176,361	千円

4. 株式会社鰐設計については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が 10%を超えております。

主要な損益情報等

(1)	売上高	453,511	千円
(2)	経常利益	49,061	千円
(3)	当期純利益	63,711	千円
(4)	純資産額	151,179	千円
(5)	総資産額	325,620	千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
建築環境・防災等コンサルティング事業	287 [49]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 当社グループはIT技術を駆使した建築環境・防災等コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 発行者の状況

2026年2月28日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
7 [1]	46.0	2.5	7,650

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社グループはIT技術を駆使した建築環境・防災等コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。
4. 従業員数が前連結会計年度末に比べ13名減少しておりますが、主として連結子会社である株式会社イズミコンサルティングへの転籍によるものです。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に伴い、緩やかな回復基調が続きました。一方で、米国の今後の政策動向、世界的な資源・エネルギー及び原材料価格の高騰、金利上昇ならびに物価上昇等により国内景気への影響が懸念されるなど、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。建設業界においては、政府による建設投資は底堅く推移し、民間による建設投資は住宅分野が伸び悩むものの非住宅分野は底堅く推移し、建設投資は総じて堅調に推移しました。また2025年4月の改正建築基準法の施行により、すべての新築建物について省エネ基準への適合が義務化される等、カーボンニュートラルに向けた取り組みが一層加速する傾向にあります。

このような情勢の下、当社グループは中期経営計画（ISPvisionNext50、2023年7月から2026年6月）を策定し、「IZUMIブランドで顧客のBIM導入・活用をリードし、カーボンニュートラルの実現に向けて貢献する建築環境・防災等のコンサルティング企業となる」ことをテーマとして掲げ、継続的な事業拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、ZEBやZEHを要求する建物の増加や環境認証の取得が促進される中、建築環境事業、建築防災事業は都市部の大型開発案件をはじめ受注が好調に推移し、BIMソリューション事業で受託開発事業がやや鈍化しているものの、売上高全体では3,946,048千円（前期比11.8%増）となりました。費用面では、人員増に伴う人件費増加や外注費・IT関連費増加等の要因はあったものの、増収効果の方が大きかったため、営業利益は795,449千円（前期比12.1%増）、経常利益は803,831千円（前期比11.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は484,413千円（前期比106.8%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,347,917千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は771,218千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益675,371千円、減価償却費222,900千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は330,907千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出324,174千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は36,945千円となりました。これは主に、長期借入による収入50,000千円がありましたが、長期借入金の返済による支出74,692千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは建築環境・防災等コンサルティング事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
建築環境・防災等コンサルティング事業	3,946,048	111.8
合計	3,946,048	111.8

(注) 販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社グループは下記の課題に取り組んでまいります。

(1) 経営方針

当社グループは経営理念として『快適で安心な社会ストックの形成に貢献する。』を掲げ、

1. 建築における環境・防災等の総合コンサルティング企業として、顧客との絶大な信頼関係を築く。
2. 建築業界の「BIM」活用を推進し、業界の変革をもたらす。
3. 建築業界に常に画期的な提案を提供し続け、新たな価値観を生み出す。

という3つのVISIONを以って、持続可能で豊かな社会の実現に貢献していくことを使命としております。
積極的な事業拡大によって、経営理念を実現させることを経営方針としております。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境について、当社顧客が属する建設業界における事業環境は、建設費の高止まりや人手不足などが建築の足かせになることが懸念される状況にある一方で、2025年4月の改正建築基準法の施行により、すべての新築建物について省エネ基準適合義務化される等、社会的にカーボンニュートラルに向けた取り組みが一層加速する環境にあります。

このような状況下、対処すべき課題を以下として取り組んでまいります。

①人材の確保

昨今の深刻な人手不足は、当社もその渦中にあり、優秀な人材の確保は重要かつ最優先課題です。新卒採用及び中途採用を積極的に進め、より高い品質のサービスを提供するために、人材の育成に注力してまいります。

②収益基盤の確保

2025年4月の改正建築基準法の施行により、すべての新築建物について省エネ基準適合義務化される等、建設業界でもカーボンニュートラルの取組みが強く求められるようになっております。当社グループはこれを絶好の機会と捉え、「環境」「防災」「BIM」の3つの分野でより高度な専門性を駆使しアップセルに取り組んでいくとともに、各事業が個別に対応してきた領域について「環境×防災」、「BIM×防災」といった具合にかけ合わせることでクロスセルに取り組み、従来にはない提案やサービスを生み出してまいります。

さらに「カーボンニュートラル」に加え、建築物のライフサイクル全体におけるCO2排出量を評価する「エンボディードカーボン」への対応を強化する等、業務領域を拡大することで収益基盤の確保に取り組んでまいります。

③グループ経営管理体制の強化

当社グループの円滑な成長を確保していくためには、経営環境の変化や業界の動向などを常時正確に把握し、適時・適切に経営判断に反映していくことが従来以上に重要なものであると考えております。こうした観点から、内部管理体制の一環として、サービス最適化のためのグループ経営に関する情報の集約・共有化と適時適切な判断を行うための情報管理体制の一層の充実を図ってまいります。

④コンプライアンス体制の強化

当社グループは、法令、定款及び社内規程等の遵守は勿論のこと、日々の業務を適正かつ確実に遂行し、誠実な企業行動の基本として、顧客の信頼を得ると同時に事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化してまいります。

今後、更なる事業拡大と企業価値の向上に向けて、引き続き日常業務における関連法令の遵守を徹底し、各種取引の健全性の確保、情報の共有化等を行うとともに、全社員を対象としたコンプライアンス研修の実施など社内啓蒙活動を実施し、透明性のある管理体制の構築を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

①業界動向の変動によるリスクについて

当社グループの事業は国内建築・設計業界向けに提供しているため、官公庁の公共投資予算や民間企業の設備投資動向、ひいては日本国内の経済状況の影響を受けます。日本国内における景気後退及びそれに伴う建築・設計需要の縮小は、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②急激な技術革新に係るリスク

当社グループのIT技術を駆使した建築環境・防災等コンサルティング事業は、BIMソリューションの拡大を受けて当社の属する市場は今後も拡大していくものと見込んでおりますが、仮に急激な技術革新の進展に当社グループの対応が遅れた場合や当社グループ製品に対する需要減退や製品価格の下落等が発生した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

③自然災害等の影響について

当社グループは、災害の発生に対し、平常時からの対策、災害発生時の体制、対応、行動基準等の必要な事項を定めるなど、従業員等の安否確認及び復旧活動を迅速に行えるように備えております。

地震、暴風雨、洪水等の自然災害、戦争、暴動、テロ、火災、感染症等の人災その他予想し得ない状況の発生により事業活動が継続できない状況となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

①納品・検収時期による業績への影響について

当社グループのコンサルティングサービス及びシステム受託開発においては、大半の売上が顧客への納品・検収時に計上されますが、顧客都合による遅延、天災地変、事故、その他予想し得ない要因により、納品遅延等の不測の事態が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②システム開発受託業務のリスクについて

当社グループによるシステム受託開発においては、契約の受注時に採算性が見込まれるプロジェクトであっても、開発中の大幅な仕様変更等が発生し、作業工数が当初の見積り以上に増加することにより、最終的に案件が不採算化することがあります。また、長期のプロジェクトは環境や技術の変化に応じた諸要件の変更が生ずる可能性があると考えられます。このような大幅な仕様変更や諸要件の変更あるいは品質上のトラブルが発生した場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③特定の外注先への依存について

当社グループの事業におけるシステム開発においては、一部業務を外部の事業者を外注しておりますが、特定の外注先への依存度が高くなっております。

特定の外注先との取引の中止、取引価格の変更等が生じた場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④取引先の信用リスクについて

当社グループは、取引先への売上債権に基づく信用リスクが発生しております。当社グループでは、信用情報の分析に基づき、新規取引先については取引先毎に信用限度額を設定するとともに毎期一定期間ごとに継続取引先についても信用限度額の調査を行い、信用リスクの回避に努めておりますが、取引先の倒産のような予期せぬ事態により債権回収に問題が発生した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤システムについて

当社グループでは、顧客管理業務、生産管理業務、勤怠管理業務、経理業務等で情報システムを活用しております。また、専門部署を配置して外部委託会社と連携しながら、保守管理を行っております。しかしながら、ネットワーク障害、コンピュータウイルス、サイバー攻撃、人為的ミス等によるシステム障害が発生した場合には、様々な業務に支障をきたすことになり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥コンサルティング業務の品質について

当社グループが提供する建築環境・防災等のコンサルティング業務においては、建物の設計に基づき省エネ法に基づく省エネ基準の適合性判定等を行っておりますが、何らかの理由により当社グループの適合性判定の誤り等、当社サービスの品質に係わる問題が発生した場合には、当社グループの信用及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

す。

⑦固定資産の減損に関するリスクについて

当社グループでは、主に拠点オフィスの内装や家具、自社開発のソフトウェアを保有しております。これらの固定資産については、固定資産の時価が著しく下落した場合や、事業の収益性が悪化した場合には減損会計の適用により固定資産の減損損失が発生し、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼすリスクがあります。

(3) 法令等に関するリスク

①法的規制について

当社グループではコーポレート本部が主体となり、関係諸法令のチェック体制およびコンプライアンス体制の整備、社員教育の実施および社内管理体制の強化を推進し、必要に応じて外部の専門機関を活用するなど、法令を遵守し業務を遂行するよう努めておりますが、建築基準法、消防法、建築士法をはじめとする各関係法令において、予期せぬ法規制強化があった場合や何らかの法規制に抵触する行為を行った場合等においては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②個人情報漏洩に関するリスク

当社グループは事業活動上、個人情報を保有しております。個人情報漏洩防止の対策は万全を期しておりますが、万が一情報漏洩が起こった場合は、賠償責任の発生や信用失墜により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③訴訟に関するリスク

当社グループは、コンサルティングサービスやシステム開発受託サービスを提供しておりますが、顧客との契約条件などの決定にあたり、過大な損害賠償責任等のリスクを負わないよう管理を行っております。また、事業に関わる各種法令を遵守しており、現在当社グループに重要な影響を及ぼす訴訟等は提起されていません。しかしながら、何らかの原因により重大な訴訟等が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 組織体制に関するリスク

①人材の確保に関するリスク

当社グループは、持続的な成長のために、採用活動や育成の強化に努めておりますが、労働市場における人材不足や競争の激化により、当社グループが求めるスキルや経験を持つ人材を確保できないリスクや、人材が流出した場合に当社グループの事業運営や将来の成長戦略に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスク

①M&A（企業買収等）による事業拡大について

当社グループでは、将来の新規事業分野への参入や事業拡大のため、M&A等の投資を行う方針であります。

M&Aにあたっては、対象企業の財務内容や契約関係等についての詳細な事前審査を行い、十分にリスクを吟味した上で決定しておりますが、買収後に偶発債務の発生や未認識債務の判明等事前の調査で把握できなかった問題が生じた場合、事業の展開等が計画どおりに進まない場合、その他買収先の事業固有のリスク要因が顕在化する場合等、のれんの減損処理を行う必要が生じる等、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である小池康仁は、当社の創業者であり、本発行者情報提出日時点において当社の発行済株式総数の65.4%を所有（同氏の資産管理会社所有分含む）し、最高経営責任者として、経営方針や経営戦略の決定等、当社グループの事業活動上の重要な役割を担っております。当社では過度な依存を回避すべく、会議体での重要な意思決定の徹底、組織としての管理体制の強化、経営組織の強化を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の経営者として業務執行を継続することが困難となった場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 担当 J-Adviser との契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。

当社は、本発行者情報公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）上記（a）各号における再建計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類

株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。))。

- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑩ 全部取得
甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑪ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑫ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1 ヶ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は2,416,964千円となり、前連結会計年度末に比べ540,916千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が403,365千円、売掛金及び契約資産が103,756千円増加したことによるものであります。

固定資産は1,253,544千円となり、前連結会計年度末に比べ78,871千円増加いたしました。これは主に長期貸付金が74,326千円減少いたしました。繰延税金資産が84,146千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、3,670,509千円となり、前連結会計年度末に比べ619,787千円増加いたしました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は825,387千円となり、前連結会計年度末に比べ222,652千円増加いたしました。これは主に未払法人税等が93,308千円、1年内返済予定の長期借入金が52,723千円増加したことによるものであります。

固定負債は596,729千円となり、前連結会計年度末に比べ87,284千円減少いたしました。これは主に長期借入金が77,415千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、1,422,116千円となり、前連結会計年度末に比べ135,367千円増加いたしました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は2,248,392千円となり、前連結会計年度末に比べ484,419千円増加いたしました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益484,413千円の計上によるものであります。

この結果、自己資本比率は61.3%（前連結会計年度末は57.8%）となりました。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日（2026年3月31日）から12か月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び金融機関からの借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、「B-LOOP」等の社内利用ソフトウェアの開発 324,174 千円、オフィス内装等の建物附属設備 4,679 千円及び複合機等の工具、器具及び備品 6,048 千円の取得がありました。なお、重要な設備の除却、売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末の主要な設備は、次のとおりであります。なお、当社グループは IT 技術を駆使した建築環境・防災等コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 発行者

2025 年 6 月 30 日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	ソフトウェ ア	その他	合計	
本社 (東京都新宿区)	オフィス設備等	23,277	470	—	—	8,415	32,162	7 (3)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 本社は賃借物件であり、2025 年 6 月期における賃借料は 14,818 千円であります。
3. 従業員数の () は、平均臨時雇用者数を外書しております。

(2) 子会社

2025 年 6 月 30 日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	ソフトウェ ア	その他	合計	
株式会社 イズミコン サルティ ング	本社 (東京都新宿区)	オフィス 設備等	49,285	6,603	422 (16.92)	5,380	2,743	64,434	127 (16)
	高崎オフィス (群馬県高崎市)	オフィス 設備等	29,361	1,924	—	399,266	663	431,217	77 (17)
	大阪オフィス 他 4 拠点	オフィス 設備等	40,130	6,297	—	—	—	46,428	37 (11)
株式会社 鰐設計	本社 (宮城県仙台市青葉区)	オフィス 設備等	22,424	3,223	—	2,144	3,530	31,322	39 (2)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 各事務所は賃借物件であり、2025 年 6 月期における賃借料は 147,346 千円であります。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、建設仮勘定及びリース資産等の合計であります。
4. 従業員数の () は、平均臨時雇用者数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (2026 年 2 月 28 日現在)

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(2025年6月30日)(株)	公表日現在発行数(2026年3月9日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	14,946,200	1,263,450	5,053,800	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株となっております。
計	20,000,000	14,946,200	1,263,450	5,053,800	—	—

(注) 2025年11月14日開催の取締役会決議により、2025年12月16日付で普通株式1株を4株に分割しております。これにより、発行済株式総数は3,790,350株増加し、5,053,800株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は15,000,000株増加し、20,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年11月24日 (注1)	—	18,000	21,000	30,000	—	—
2024年6月4日 (注2)	1,245,450	1,263,450	—	30,000	2,155,961	2,155,961
2025年3月1日 (注3)	—	1,263,450	—	30,000	△2,000,000	155,961
2025年12月16日 (注4)	3,790,350	5,053,800	—	—	—	—

- (注) 1. 会社法第450条第1項の規定に基づくその他利益剰余金の額の減少及び資本金組み入れであります。
2. 発行済株式総数及び資本準備金の増加は、2024年6月4日付で当社を株式交換完全親会社とし、株式会社イズミコンサルティングを株式交換完全子会社とする株式交換に伴う新株発行によるものです。
3. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。
4. 株式分割(1:4)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	—	—	2	4	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	3,420,912	—	—	1,632,888	5,053,800	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	67.69	—	—	32.31	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,053,800	50,538	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,053,800	—	—
総株主の議決権	—	50,538	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式等の種類】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。期末配当の決定機関は、株主総会となっております。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当社は、成長拡大の過程にあるため、経営基盤の強化、事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながることを考えることから、内部留保資金の確保のため、配当を実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体制強化、将来の事業展開に向けた資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性4名、女性一名（役員のうち女性の比率－％）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役社長	小池 康仁	1976年 9月30日	1999年4月 2005年4月 2007年10月 2011年4月 2017年7月 2020年7月 2021年11月 2021年12月 2022年1月 2024年6月	株式会社久米設計 入社 株式会社イズミシステム設計（現 株式会社イズミコンサルティング） 取締役就任 株式会社イズミシステム設計・東京（2013年7月株式会社イズミシステム設計へ吸収合併し消滅） 代表取締役就任 株式会社イズミシステム設計 代表取締役就任（現任） 株式会社 CONIT 代表取締役就任 株式会社 CONIT 取締役就任 当社 代表取締役就任（現任） 株式会社鰐設計 取締役 CEO 就任（現任） IZUMI CONSULTING VIETNAM CO., LTD. 取締役会長就任（現任） 泉伙伴（瀋陽）信息技术有限公司 董事長就任（現任）	(注) 2	(注) 4	3,305,268 (注) 5
専務取締役	坂上 亨	1966年 5月11日	1992年4月 2011年1月 2014年12月 2018年12月 2021年11月 2024年5月 2024年6月	株式会社久米設計 入社 株式会社イズミ設計・東京（2013年7月株式会社イズミシステム設計へ吸収合併し消滅） 入社 株式会社イズミシステム設計（現 株式会社イズミコンサルティング） 取締役就任 株式会社イズミシステム設計 専務取締役就任（現任） 当社 専務取締役就任（現任） IZUMI CONSULTING VIETNAM CO., LTD. 取締役社長就任 泉伙伴（瀋陽）信息技术有限公司 董事就任（現任）	(注) 2	(注) 4	114,000
常務取締役	小林 修一	1953年 6月6日	1977年4月 2010年7月 2020年11月 2021年11月	西松建設株式会社 入社 日本 ERI 株式会社 入社 株式会社イズミシステム設計（現 株式会社イズミコンサルティング） 入社 当社 常務取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	—
監査役	大塚 正	1977年 2月11日	1999年4月 2009年12月 2010年4月 2022年1月 2024年6月	大塚谷田法律事務所 入所 深田伊藤登記事務所 入所 大塚司法書士・行政書士事務所開業 代表就任（現任） 株式会社鰐設計 監査役就任 当社 監査役就任（現任） 株式会社イズミコンサルティング 監査役就任	(注) 3	(注) 4	—
計							3,419,268

(注) 1. 監査役大塚正は、社外監査役であります。

2. 取締役の任期は、2025年12月15日開催の臨時株主総会終結の時から2027年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 監査役の任期は、2025年12月15日開催の臨時株主総会終結の時から2029年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 2025年6月期における役員報酬の総額は、116,980千円を支給しております。

5. 代表取締役社長小池康仁の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社 SPRING が所有する株式数を含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンスを重視した経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題と位置付けた上で、組織改革を継続的に実施しております。

また、当社は、経営責任を明確にする組織体制の構築と経営の効率性を一層向上させることにより、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

②会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

1) 取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。

取締役会は、取締役会規程に基づき、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、ならびに重要な業務に関する事項の審議・決定を行っております。なお、取締役会は、原則として毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、経営に関する牽制機能を果たすべく、監査役が取締役会に出席し、必要に応じて意見を陳述するなど、適正な監視に努めております。

2) 監査役

当社は、監査役制度を採用しております。

監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。

また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

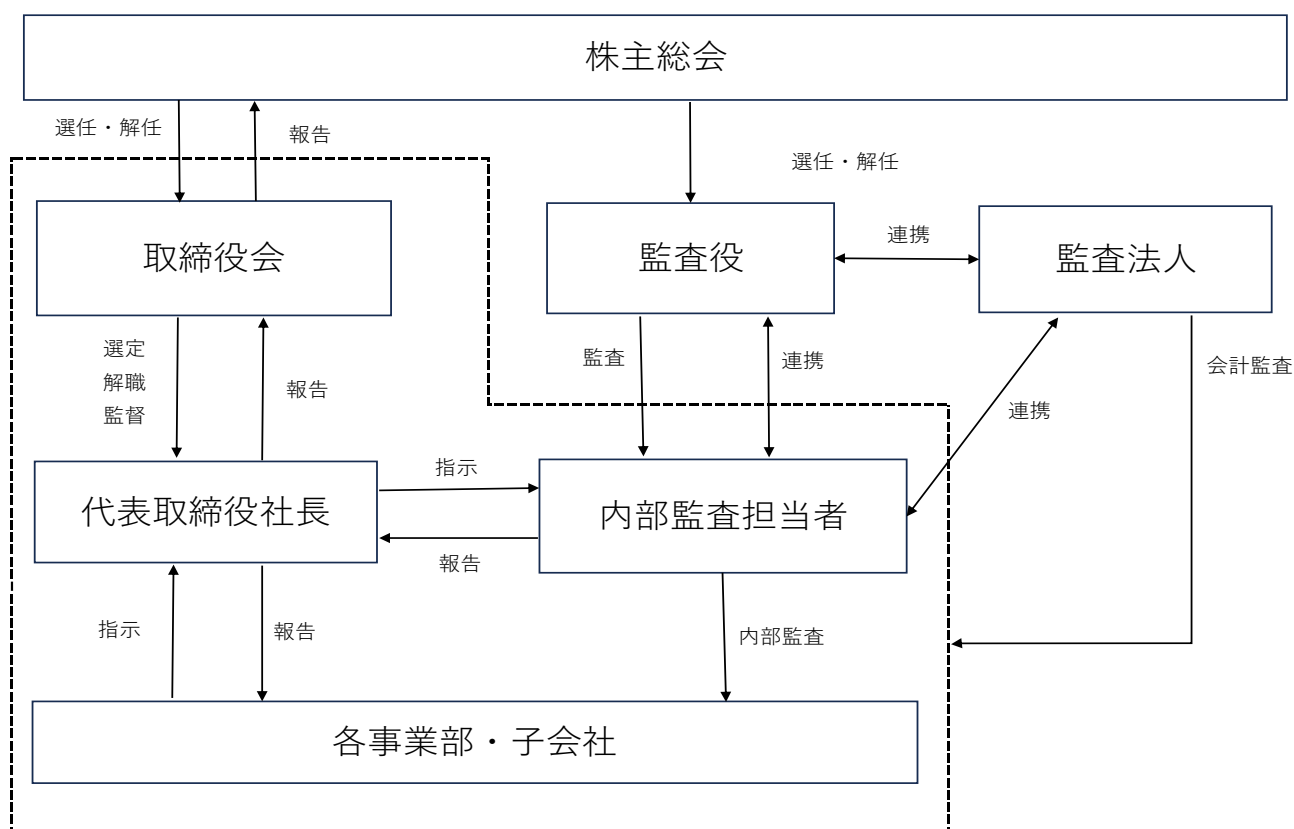
3) 内部監査

当社の内部監査は、内部監査責任者1名及び内部監査担当者1名が内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査責任者は監査役及び監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

4) 会計監査

当社はふじみ監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年6月期において監査を執行した公認会計士は井上敦氏、淡路洋平氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③内部統制システムの整備の状況について

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④社外監査役との関係について

当社は社外監査役を1名選任しており、社内取締役に対する監督機能、取締役会の透明性を担っております。

社外監査役大塚正氏は、当社との間で人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスクの発生を可能な限り防止するため、重要事項についての適法性等に関しては弁護士や司法書士、社会保険労務士等の複数の専門家から法令上や経営判断上必要なアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥役員報酬の内容

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	ストック・オプション	
取締役（社外取締役を除く）	114,580	114,580	—	—	3
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	2,400	2,400	—	—	1
計	116,980	116,980	—	—	4

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2025 年 12 月 15 日開催の臨時株主総会において年額 200,000 千円以内と決議されております。
2. 当社には、使用人兼務役員はおりません。
3. 監査役の報酬限度額は、2025 年 9 月 29 日開催の定時株主総会において年額 10,000 千円以内と決議されております。
4. 当社は、役員の報酬等の決定方針については特に定めておりませんが、役員の報酬等につきましては、役位、在勤年数、業績評価、会社の業績等を総合的に勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引等については、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、取引の際に取締役会の決議を必要とする方針であります。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は 5 名以内、監査役は 3 名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第 454 条第 5 項の規定により取締役会の決議によって毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑫自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令の限度において免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できる環境を整備するためであります。

⑭社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項に基づき、社外監査役との間において、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額と致します。な

お、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行につき、善意でかつ重大な過失がない場合に限定されます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	20,700	—
連結子会社	—	—
計	20,700	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を考慮して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当社の当連結会計年度（2024年7月1日から2025年6月30日まで）の連結財務諸表について、ふじみ監査法人の監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024 年 6 月 30 日)	当連結会計年度 (2025 年 6 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	952, 155	1, 355, 520
売掛金及び契約資産	※ 1 499, 355	※ 1 603, 112
商品及び製品	5, 269	4, 979
仕掛品	322, 704	395, 974
その他	97, 165	57, 892
貸倒引当金	△601	△513
流動資産合計	1, 876, 048	2, 416, 964
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	179, 239	164, 480
車両運搬具（純額）	4, 419	2, 857
工具、器具及び備品（純額）	21, 620	18, 518
土地	422	422
リース資産（純額）	5, 376	3, 382
建設仮勘定	8, 415	8, 415
有形固定資産合計	※ 2 219, 494	※ 2 198, 075
無形固定資産		
ソフトウェア	388, 560	368, 777
ソフトウェア仮勘定	11, 142	38, 014
その他	697	697
無形固定資産合計	400, 400	407, 489
投資その他の資産		
投資有価証券	429	438
関係会社株式	20, 001	29, 818
保険積立金	314, 031	337, 454
長期貸付金	74, 326	—
繰延税金資産	24, 196	108, 342
その他	165, 116	171, 924
貸倒引当金	△43, 323	—
投資その他の資産合計	554, 777	647, 978
固定資産合計	1, 174, 673	1, 253, 544
資産合計	3, 050, 722	3, 670, 509

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024 年 6 月 30 日)	当連結会計年度 (2025 年 6 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	52,268	64,561
1 年内償還予定の社債	10,000	—
1 年内返済予定の長期借入金	66,112	118,835
未払費用	182,826	176,460
リース債務	2,253	1,608
未払法人税等	103,440	196,749
未払消費税等	66,446	86,472
契約負債	75,644	115,066
賞与引当金	20,007	24,597
その他	23,734	41,034
流動負債合計	602,734	825,387
固定負債		
長期借入金	445,174	367,759
リース債務	3,408	1,799
退職給付に係る負債	103,772	92,889
資産除去債務	131,659	134,281
固定負債合計	684,014	596,729
負債合計	1,286,749	1,422,116
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	1,859,235	1,859,235
利益剰余金	△125,452	358,961
株主資本合計	1,763,783	2,248,197
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	189	195
その他の包括利益累計額合計	189	195
純資産合計	1,763,973	2,248,392
負債純資産合計	3,050,722	3,670,509

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)		当連結会計年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)	
売上高	※ 1	3,530,518	※ 1	3,946,048
売上原価		2,006,849		2,133,614
売上総利益		1,523,668		1,812,434
販売費及び一般管理費	※ 2	814,039	※ 2	1,016,984
営業利益		709,628		795,449
営業外収益				
受取利息		1,087		709
受取配当金		13		15
保険返戻金		9,203		9,710
売電収入		1,580		1,378
その他		1,475		1,901
営業外収益合計		13,360		13,716
営業外費用				
支払利息		2,259		5,213
その他		562		120
営業外費用合計		2,821		5,334
経常利益		720,167		803,831
特別損失				
固定資産除却損	※ 3	258	※ 3	98,201
関係会社事業損失	※ 4	25,186		—
減損損失	※ 5	23,995	※ 5	30,257
50 周年記念費用	※ 6	33,118		—
特別損失合計		82,558		128,459
税金等調整前当期純利益		637,608		675,371
法人税、住民税及び事業税		158,462		275,107
法人税等調整額		△25,893		△84,149
法人税等合計		132,569		190,957
当期純利益		505,039		484,413
非支配株主に帰属する当期純利益		270,845		—
親会社株主に帰属する当期純利益		234,193		484,413

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
当期純利益	505,039	484,413
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	189	5
その他の包括利益合計	※ 189	※ 5
包括利益	505,228	484,419
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	234,383	484,419
非支配株主に係る包括利益	270,845	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	30,000	47,690	134,878	212,569
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			234,193	234,193
株式交換による変動		1,811,545		1,811,545
会社分割による減少			△494,524	△494,524
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	1,811,545	△260,331	1,551,214
当期末残高	30,000	1,859,235	△125,452	1,763,783

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産額合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	—	—	1,348,192	1,560,762
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				234,193
株式交換による変動			△1,619,038	192,507
会社分割による減少				△494,524
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	189	189	270,845	271,035
当期変動額合計	189	189	△1,348,192	203,211
当期末残高	189	189	—	1,763,973

当連結会計年度（自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	30,000	1,859,235	△125,452	1,763,783
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			484,413	484,413
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	484,413	484,413
当期末残高	30,000	1,859,235	358,961	2,248,197

	その他の包括利益累計額		純資産額合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	189	189	1,763,973
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			484,413
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5	5	5
当期変動額合計	5	5	484,419
当期末残高	195	195	2,248,392

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	637,608	675,371
減価償却費	144,985	222,900
減損損失	23,995	30,257
固定資産除却損	258	98,201
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△47,806	△87
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,578	4,589
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	18,605	△10,882
受取利息及び受取配当金	△1,087	△725
保険返戻金	△9,203	△9,710
支払利息	2,259	5,213
売上債権の増減額 (△は増加)	△41,453	△103,756
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△102,531	△72,979
仕入債務の増減額 (△は減少)	65,179	51,715
未払費用の増減額 (△は減少)	△37,590	△6,366
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△8,176	20,025
その他	△32,217	44,025
小計	614,404	947,794
利息及び配当金の受取額	1,087	725
保険返戻金の受取額	9,203	9,710
利息の支払額	△2,259	△5,213
法人税等の支払額	△85,111	△181,798
営業活動によるキャッシュ・フロー	537,324	771,218
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△11,033	△10,727
無形固定資産の取得による支出	△143,534	△324,174
非連結子会社株式の取得による支出	△20,000	△9,818
保険積立金の積立による支出	△29,251	△30,288
保険積立金の解約による収入	-	6,866
長期貸付金の回収による収入	11,081	41,768
敷金保証金の差入による支出	-	△4,583
敷金保証金の回収による収入	-	60
その他	△24,859	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△217,596	△330,907
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	180,677	50,000
長期借入金の返済による支出	△61,250	△74,692
社債の償還による支出	△10,000	△10,000
リース債務の返済による支出	△2,163	△2,253
連結範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△292,017	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△184,754	△36,945
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	134,972	403,364
現金及び現金同等物の期首残高	819,580	944,552
会社分割に伴う現金及び現金同等物の減少額	△10,000	-
現金及び現金同等物の期末残高	※ 944,552	※ 1,347,917

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

株式会社イズミコンサルティング

株式会社鰐設計

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

泉伙伴（瀋陽）信息技术有限公司

IZUMI CONSULTING VIETNAM CO., LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

なお、当連結会計年度において、非連結子会社であった株式会社 CONIT は清算終了しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部時価純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	6～39年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を採用しており、確定拠出年金制度については、要拠出額をもって費用処理を行っております。また、退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① コンサルティング業務・設備設計業務

コンサルティング業務及び設備設計業務は、顧客との契約に基づき、成果物を顧客に提供する義務を負っているサービスであるため、成果物の提供を履行義務として識別しております。契約に基づき成果物納品後の検収された時点で履行義務を充足するため、検収時点の一時点で収益を計上しております。

② 受託開発

受託開発業務は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウェアを制作し顧客に納品するものであり、当社グループは成果物を完成させる責任を有しております。受託開発による取引については、期間のごく短い契約を除き、作業の進捗に伴い顧客に財又はサービスが移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度の測定は、契約ごとの見積総工数に対する発生工数にもとづくインプット法を採用しております。

③ システム利用収入

当社グループで開発した BIM クラウドサービス「B-L00P」等を顧客に提供しております。顧客に対して契約期間にわたりシステム利用環境を提供する義務を負っており、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、顧客との契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」の1. に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは繰延税金資産について、将来の業績見通しに基づき将来の一定期間の課税所得を見積り、また将来減算一時差異については個別に解消時期を判断し、一定期間に解消が見込まれると見積られる将来減算一時差異等に係る繰延税金資産については回収可能性が高いと判断しております。

将来の市場環境の変化等により、将来の課税所得が想定から大きく変動し繰延税金資産の回収可能性が大きく変動する場合や税率の改正がある場合、将来の繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

減損損失の金額は、「注記事項（連結損益計算書関係） ※5 減損損失」に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

固定資産の減損については、「固定資産の減損に関する会計基準」に基づき、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状況にある固定資産については回収可能性を反映させるように回収可能価額を見積り、帳簿価額を減額する処理を行っております。

② 算出仮定

減損損失の認識及び測定に用いられる将来キャッシュ・フローについては、将来の利益計画に基づき、経営環境等の外部要因に関する情報や売上見込み及び予算等の内部情報との整合性及び資産グループの現在の使用状況や使用計画等を考慮したうえで合理的に見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りの前提となる将来の利益計画等について、条件の見直しが必要となった場合には、追加の減損損失が発生する可能性があります。当社は繰延税金資産について、将来の業績見通しに基づき将来の一定期間の課税所得を見積り、また将来減算一時差異については個別に解消時期を判断し、一定期間に解消が見込まれると見積られる将来減算一時差異等に係る繰延税金資産については回収可能性が高いと判断しております。

将来の市場環境の変化等により、将来の課税所得が想定から大きく変動し繰延税金資産の回収可能性が大きく変動する場合や税率の改正がある場合、将来の繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

前連結会計年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※2 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	235,089千円	265,453千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
役員報酬	101,160千円	167,100千円
給料手当	205,610	339,436
退職給付費用	5,301	7,365
賞与引当金繰入額	1,062	3,870
減価償却費	53,804	13,647
貸倒引当金繰入額	△2,985	543

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
工具、器具及び備品	0千円	一千円
リース資産	258	—
ソフトウェア	—	66,811
ソフトウェア仮勘定	—	31,389

※4 関係会社事業損失は、関係会社の事業の撤退、整理に伴い発生した損失であります。

※5 減損損失

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社	用途	種類	減損損失 (千円)
株式会社イズミコンサルティング	事業用資産	ソフトウェア 他	23,995

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分である事業単位ごとに事業用資産をグルーピングしており、将来の使用が見込まれない遊休資産等については個別にグルーピングをして減損損失の認識を判定しております。

上記の資産につきましては、収益性が低下していることにより帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に23,995千円計上しております。

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社	用途	種類	減損損失 (千円)
株式会社イズミコンサルティング	事業用資産	ソフトウェア	30,257

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分である事業単位ごとに事業用資産をグルーピング

しており、将来の使用が見込まれない遊休資産等については個別にグルーピングをして減損損失の認識を判定しております。

上記の資産につきましては、収益性が低下していることにより帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に 30,257 千円計上しております。

※6 50 周年記念費用は、創業 50 周年を記念したパーティー等の費用であります。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	289千円	8千円
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	289	8
法人税等及び税効果額	△100	△2
その他有価証券評価差額金	189	5
その他の包括利益合計	189	5

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普 通 株 式	18,000	1,245,450	—	1,263,450
合 計	18,000	1,245,450	—	1,263,450

(注) 普通株式の発行済株式数の増加 1,245,450 株は、株式交換のための新株発行による増加であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普 通 株 式	1,263,450	—	—	1,263,450
合 計	1,263,450	—	—	1,263,450

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
現金及び預金	952,155	1,355,520
預入期間が 3 か月を超える定期預金	△7,602	△7,602
現金及び現金同等物	944,552	1,347,917

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、複合機やサーバー（工具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024 年 6 月 30 日)	当連結会計年度 (2025 年 6 月 30 日)
1 年内	20,076	13,601
1 年超	13,601	—
合計	33,677	13,601

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として金融機関からの借入による方針であります。

デリバティブ取引については、原則行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、貸付金は貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、すべて1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であり、このうち一部は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権及び貸付金については、各部署における担当者が、所定の手続きに従い債権回収の状況について定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達については、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新すると共に、返済時期を分散させることにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	429	429	—
長期貸付金	74,326		
貸倒引当金（※2）	△42,878		
	31,448	31,448	—
資産計	31,877	31,877	—
長期借入金（※3）	511,286	510,492	△793
負債計	511,286	510,492	△793

（※1）「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「買掛金」「1年内償還予定の社債」「未払消費税等」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、その他重要性の乏しいものについても記載を省略しております。

（※2）長期貸付金に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※3）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当連結会計年度（2025年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	438	438	—
資産計	438	438	—
長期借入金（※2）	486,594	485,885	△708
負債計	486,594	485,885	△708

（※1）「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「買掛金」「未払消費税等」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、その他重要性の乏しいものについても記載を省略しております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注1）金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2024年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	952,155	—	—	—
売掛金及び契約資産	499,355	—	—	—
長期貸付金	74,326	—	—	—
合計	1,525,837	—	—	—

当連結会計年度（2025年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,355,520	—	—	—
売掛金及び契約資産	603,112	—	—	—
合計	1,958,632	—	—	—

（注2）長期借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2024年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	66,112	101,675	99,156	99,156	93,915	51,272
社債	10,000	—	—	—	—	—
合計	76,112	101,675	99,156	99,156	93,915	51,272

当連結会計年度（2025年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	118,835	116,316	106,256	93,915	28,772	22,500
合計	118,835	116,316	106,256	93,915	28,772	22,500

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年6月30日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	429	—	—	429
資産計	429	—	—	429

当連結会計年度（2025年6月30日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	438	—	—	438
資産計	438	—	—	438

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年6月30日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	31,448	—	31,448
資産計	—	31,448	—	31,448
長期借入金	—	510,492	—	510,492
負債計	—	510,492	—	510,492

当連結会計年度（2025年6月30日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	485,885	—	485,885
負債計	—	485,885	—	485,885

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

契約ごとに分類した将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度（2024年6月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	429	140	289
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	429	140	289
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		429	140	289

当連結会計年度（2025年6月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	438	140	298
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	438	140	298
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		438	140	298

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。なお、当社および一部の連結子会社は、当連結会計年度において、退職一時金制度（非積立型）を終了いたしました。給付額の一部を中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という）からの給付額で充当しており、簡便法により計算された退職給付債務から中退共より給付される額を控除して計算しております。

また、当社および一部の連結子会社の給付額の一部を中退共との契約を終了し、一部の連結子会社は中退共からの給付額相当額を確定拠出型年金制度の資産運用管理会社に移管し、従来と同様、退職給付の一部を中退共から移管された給付額で充当いたします。よって、中退共から移管された給付相当額を従来どおり、簡便法により計算された退職給付債務から控除して計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月 30 日)	当連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月 30 日)
退職給付に係る負債の期首残高	85,166千円	103,772千円
退職給付費用	25,339	2,894
制度への拠出額	△6,734	△3,237
退職給付の支払額	-	△10,540
退職給付に係る負債の期末残高	103,772	92,889

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月 30 日)	当連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月 30 日)
非積立型制度の退職給付債務	103,772千円	161,348千円
中退共給付見込額	71,190	68,458
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,772	92,889
退職給付に係る負債	103,772千円	92,889千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,772	92,889

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 25,339千円 当連結会計年度 2,894千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度 22,171 千円、当連結会計年度 37,477 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	14,831千円	46千円
棚卸資産	20,451	—
未払事業税	10,694	19,960
賞与引当金	8,003	8,534
退職給付に関する負債	35,894	32,912
資産除去債務	45,540	47,579
税務上の収益認識差額	28,242	—
減損損失	10,884	17,858
税務上の繰越欠損金	16,536	—
その他	8,264	7,113
繰延税金資産小計	199,343	134,005
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,083	△3,749
評価性引当額小計	△5,083	△3,749
繰延税金資産合計	194,259	130,256
繰延税金負債		
投資有価証券評価差額	△100	△103
資産除去債務資産	△24,477	△21,810
原価計算調整	△143,200	—
その他	△2,284	—
繰延税金負債合計	△170,062	△21,913
繰延税金資産（負債）の純額	24,196	108,342

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
法定実効税率	34.59%	34.59%
(調整)		
住民税均等割り	0.74%	0.33%
法人税等の税額控除	△3.63%	△4.80%
評価性引当額の増減	△7.54%	△0.20%
中小法人等軽減税率	△0.21%	△0.29%
税率変更による影響額	—	△0.24%
その他	△3.16%	△1.11%
税効果会計適用後の法人税の負担率	20.79%	28.27%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年7月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年7月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

共通支配下の取引(新設分割)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称: 投資運用事業

事業の内容: 有価証券の取得、保有、運用及び投資

(2) 企業結合日

2024 年 6 月 3 日

(3) 企業結合の法的形式

当社を新設分割会社とし、新設分割設立会社である株式会社 SPRING を承継会社とする新設分割

(4) 結合後企業の名称

株式会社 SPRING

(5) その他取引の概要に関する事項

本会社分割は、分割の効力発生日において、新設会社の株式の全てを当社に割り当て交付する分割型の新設分割であり、分割後に新設会社の株式を当社から当社の株主に現物配当しております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

共通支配下の取引(株式交換)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称: 株式会社イズミコンサルティング

事業の内容: 建築環境関連業務、建築防災関連業務、BIM 関連業務

(2) 本株式交換の目的

本株式交換により株式会社イズミコンサルティングの全株式を取得して完全子会社化することにより、柔軟かつ迅速な意思決定体制を構築し、中長期的な観点でグループ全体の企業価値向上に資することを目的としております。

(3) 本株式交換の効力発生日

2024 年 6 月 4 日

(4) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社とし、株式会社イズミコンサルティングを株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

株式交換直前に所有していた議決権比率 ー%

企業結合日に追加取得した議決権比率 100%

取得後の議決権比率 100%

2. 実施した会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日)における共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	当社普通株式の時価	2,155,961 千円
取得原価		2,155,961 千円

4. 株式の交換比率及び算定方法並びに交付する株式数

(1) 株式の交換比率

当社は、株式会社イズミコンサルティング株式 1 株に対して、当社の普通株式 57 株を割当交付いたしました。

(2) 株式交換比率の算定方法

当社および株式会社イズミコンサルティングは、独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であると判断いたしました。

(3) 交付株式数

1, 245, 450 株

5. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

1, 811, 545 千円

当連結会計年度（自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表上に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 4 年～24 年と見積り、使用見込期間に応じた割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
期首残高	126, 803 千円	131, 659 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3, 786	2, 016
時の経過による調整額	1, 069	605
期末残高	131, 659	134, 281

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

	建築環境・ 建築防災	受託開発	システム 利用収入	設備設計	その他 (注)	合計
一時点で移転される財 又はサービス	3,050,502	203,811	—	175,401	—	3,429,716
一定の期間にわたり移 転する財又はサービス	—	—	99,842	—	—	99,842
顧客との契約から生じ る収益	3,050,502	203,811	99,842	175,401	—	3,529,558
その他の収益	—	—	—	—	960	960
外部顧客への売上高	3,050,502	203,811	99,842	175,401	960	3,530,518

(注) その他は非連結子会社からの経営指導料であります。

当連結会計年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

	建築環境・ 建築防災	受託開発	システム 利用収入	設備設計	その他 (注)	合計
一時点で移転される財 又はサービス	3,391,308	146,983	—	250,590	—	3,788,882
一定の期間にわたり移 転する財又はサービス	—	—	156,926	—	—	156,926
顧客との契約から生じ る収益	3,391,308	146,983	156,926	250,590	—	3,945,808
その他の収益	—	—	—	—	240	240
外部顧客への売上高	3,391,308	146,983	156,926	250,590	240	3,946,048

(注) その他は非連結子会社からの経営指導料であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	457,902	497,880
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	497,880	602,644
契約資産 (期首残高)	—	1,475
契約資産 (期末残高)	1,475	467
契約負債 (期首残高)	56,720	75,644
契約負債 (期末残高)	75,644	115,066

契約資産は、成果物の引き渡し義務を負うソフトウェア受託開発契約について、期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、収益を認識する顧客との契約について契約に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、すべて当連結会計年度の収益として認識されております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

当社グループは、IT 技術を駆使した建築環境・防災等コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

当社グループは、IT 技術を駆使した建築環境・防災等コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、IT 技術を駆使した建築環境・防災等コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表作成会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
非連結子会社	株式会社 CONIT	東京都新宿区	88,000	建築施工管理 ターママネジメント 業務	(所有) 直接 60.2	資金の貸付	資金の回収 (注)	6,400	長期貸付金	85,000

(注) 資金の貸付については、市場金利を考慮して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

連結財務諸表作成会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び個人 主要株主	小池 康仁	—	—	当社代表取締役社長	(非所有) 直接 100.0	—	子会社株式の取得 (注 1)	292,017	—	—
							株式交換 (注 2)	602,990	—	—
役員	坂上 亨	—	—	当社取締役	—	—	株式交換 (注 2)	47,509	—	—
役員の近親者が議決権の過半数を有する会社等	ひと・コミュニケーションズ株式会社	群馬県前橋市	80,000	ホテルや飲食店の経営	—	—	株式交換 (注 2)	681,191	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を有する会社等	株式会社 SPRING (注 3)	東京都北区	8,000	資産管理	—	—	株式交換 (注 2)	744,473	—	—

(注) 1. 子会社株式の取得については、第三者機関により算定された評価額を基礎として、両者合意の上で決定しております。

2. 株式会社イズミコンサルティングの完全子会社化を目的とした株式交換であり、同取引は独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、株式交換比率を決定しております。

3. 株式会社 SPRING は、当社代表取締役小池康仁が議決権の 100%を直接保有しております。

当連結会計年度（自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり純資産額	349.04	444.89
1株当たり当期純利益	532.85	95.85

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は2025年11月14日の取締役会決議により、2025年12月16日付で普通株式1株につき4株とする株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	234,193	484,413
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	234,193	484,413
普通株式の期中平均株式数(株)	439,508	5,053,800

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2025年11月14日開催の取締役会決議により、2025年12月16日付で普通株式1株を4株に株式分割を行っております。また、2025年12月15日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、2025年12月16日付で1単元を100株とする単元株制度の採用を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年12月15日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、4株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,263,450株
今回の分割により増加した株式数	3,790,350株
株式分割後の発行済株式総数	5,053,800株
株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000株

(3) 分割の日程

基準日	2025年12月15日
効力発生日	2025年12月16日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」に与える影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株) 鰐設計	株式会社鰐設計 第1回無担保社債	2020. 1. 30	10,000	—	0.23	なし	2025. 1. 30
合計	—	—	10,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	66,112	118,835	1.18	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,253	1,608	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	445,174	367,759	1.21	2025年～2031年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	3,408	1,799	—	2025年～2028年
合計	516,947	490,001	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日以降5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	116,316	106,256	93,915	28,772
リース債務	902	676	221	—

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行 — 無料 該当事項はありません。
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行 — 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://izumi-gr.com/#group
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Market への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Market に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月 日	移動前所有 者の氏名又 は名称	移動前所有 者の住所	移動前所有 者の発行者 との関係等	移動後所有 者の氏名又 は名称	移動後所有 者の住所	移動後所有者 の発行者との 関係等	移動株数 (株)	価格(単 価)(円)	移動理由
2024 年 6 月 4 日	—	—	—	株式会社 SPRING	東京都北区 西ヶ原 1－ 5 2－7	特別利害関係 者等（当社の 代表取締役ま たは二親等内 の親族により 議決権の過半 数を所有され ている会社、 大株主上位 10 名）	1, 786, 380	— (注) 3	株式交換 のため
2024 年 6 月 4 日	—	—	—	ひと・コミ ュニケーシ ョンズ株式 会社	群馬県前橋 市三河町 1 丁目 8－3	特別利害関係 者等（当社の 代表取締役ま たは二親等内 の親族により 議決権の過半 数を所有され ている会社、 大株主上位 10 名）	1, 634, 532	— (注) 3	株式交換 のため
2024 年 6 月 4 日	—	—	—	小池 康仁	東京都北区	特別利害関係 者等（当社の 代表取締役、 大株主上位 10 名）	1, 518, 888	— (注) 3	株式交換 のため
2024 年 6 月 4 日	—	—	—	坂上 亨	埼玉県さい たま市桜区	特別利害関係 者等（当社の 取締役、大株 主上位 10 名）	114, 000	— (注) 3	株式交換 のため

- (注) 1. 当社は、TOKYO PRO Market への上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 115 条及び同施行規則第 106 条の規定において、当社は上場日から 5 年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。）の末日（2025 年 6 月 30 日）から起算して 2 年前の日（2023 年 7 月 1 日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容について記録を保存されるものとされております。
2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位 10 名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
3. 2024 年 4 月 22 日に開催された臨時株主総会にて決議され、当社（株式交換完全親会社）は株式会社イズミコンサルティング（株式交換完全子会社）の株主であった株式会社 SPRING、ひと・コミュニケーションズ株式会社、小池康仁及び坂上亨と株式交換契約を締結し、株式会社イズミコンサルティングの普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 57 株を割当交付いたしました。そのため、金額は生じておりません。なお、独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、株式交換比率を決定しております。
4. 当社は 2025 年 11 月 14 日の取締役会決議により、2025 年 12 月 16 日付で普通株式 1 株につき 4 株とする株式分割を行っております。表中の株数につきましては、当該株式分割後の株数となっております。

第2 【第三者割当等の概況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社 SPRING (注) 1、4	東京都北区西ヶ原1-5-2-7	1,786,380	35.35
ひと・コミュニケーションズ株式会社 (注) 1、4	群馬県前橋市三河町1丁目8-3	1,634,532	32.34
小池 康仁 (注) 1、2	東京都北区	1,518,888	30.05
坂上 亨 (注) 1、3	埼玉県さいたま市桜区	114,000	2.26
計	—	5,053,800	100.00

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
4. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役または二親等内の親族により議決権の過半数を所有されている会社)
5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026 年 3 月 2 日

IZUMI グループ株式会社

取締役会 御中

ふじみ監査法人

東京事務所

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

井上敦
淡路洋平

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている IZUMI グループ株式会社の 2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、IZUMI グループ株式会社及び連結子会社の 2025 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の 2024 年 6 月 30 日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。